

手数料の見直し（案）

事務の名称	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律関係事務
-------	--------------------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
畜舎建築利用計画認定申請手数料	件	7,000	<u>7,400</u>	400

【備考】

改正前後（案、改正なし）

- 1 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下この部において「法」という。）第3条第2項に規定する特例畜舎等（以下この部において「特例畜舎等」という。）以外の畜舎等にあつては、同条第1項に規定する畜舎建築利用計画（以下この部において「畜舎建築利用計画」という。）が同条第3項第4号に適合することを建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の58第1項の登録を受けた者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると知事が認める者（以下この部において「建築基準適合判定資格者等」という。）が証するものを提出すること。

（単位：円）

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
畜舎建築利用計画の変更認定申請手数料	件	7,000	<u>7,400</u>	400

【備考】

改正前後（案、改正なし）

- 1 特例畜舎等以外の畜舎等にあつては、畜舎建築利用計画が法第4条第3項において準用する法第3条第3項第4号に適合することを建築基準適合判定資格者等が証するものを提出すること。

(単位：円)

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後 (案)	改定見込額
認定畜舎等の仮使用認定申請手数料	件	5,400	<u>5,750</u>	350

【備考】

改正前後 (改正なし)

- 1 認定畜舎等 (法第5条第1項に規定する認定畜舎等であつて、特例畜舎等を除くものをいう。) 又はその部分の使用が、安全上、防火上及び避難上支障がないことを建築基準適合判定資格者等が証するものを提出すること。

(単位：円)

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後 (案)	改定見込額
地位承継認可申請手数料	件	2,800	<u>2,950</u>	150
敷地等と道路との関係の認定申請手数料	件	27,000	<u>28,700</u>	1,700